

諮問及び条例（使用料関連部分）

1 諮問について

鎌 都 整 第 761 号 令和3年（2021年）3月25日
鎌倉市下水道事業運営審議会 会長 堀江信之様
鎌倉市長 松尾 崇
鎌倉市における下水道事業の運営について、次のとおり諮問いたします。 1 下水道使用料の改定について

2 鎌倉市下水道条例（抄・昭和46年6月17日条例第2号）

～略～

（使用料の額）

第12条 公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収するものとし、当該使用料は、汚水量に応じ次の表に定めるところにより算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率、当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じた率及び1を合算した率を乗じて得た額とする。この場合において、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1月当たりの汚水量	金額
8立方メートルまでの分	776円
8立方メートルを超え、15立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 106円
15立方メートルを超え、20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 115円
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 125円
30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 139円
50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 163円
100立方メートルを超え、300立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 214円
300立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 267円
1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 325円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1立方メートルにつき 5円

2 前項の汚水量の算定は、次に定めるところによる。この場合において、汚水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 水道水を使用した場合の汚水量は、水道水の使用水量とすること。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水量の算定については、規則で定めるところによること。
- (3) 現に公共下水道に排除する汚水量が前2号の規定により算定する汚水量と異なるこ

とを理由として使用者から汚水量の変更等の申告がなされたときは、その内容を勘案して市長が認定するところによること。

- 3 前条に規定する公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者は、公共下水道を使用しているものとみなす。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、2月分の汚水量に基づき徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、1月分の汚水量に基づき使用料を徴収することができる。

- 2 前項の規定により使用料を徴収する場合における1月分とは、量水器の点検をした日(水道水を使用せず、地下水等のみを公共下水道に排除する場合にあつては、月の末日)の属する月分とし、2月分とは、当該月分及びその前月分とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、水道水を使用し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合における使用料の額(水道水の使用に係る部分に限る。)は、前項第1項の表の8立方メートルまでの分の項に対応する同条に掲げる金額に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を同表に掲げる金額とみなして計算して得た額とする。

(1) 公共下水道の使用の期間が15日以下で汚水量が4立方メートル以下のとき。 0.5

(2) 公共下水道の使用の期間が1月を超え45日以下で汚水量が12立方メートル以下のとき(量水器の点検を毎月行う場合を除く。)。 1.5

- 4 前3項に定めるもののほか、納付期日その他使用料の計算及び徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

(概算使用料の納付)

第14条 前条の規定にかかわらず、土木・建築等に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、概算の使用料を前納させることができる。

- 2 前項の使用料の精算は、使用者が公共下水道の使用を廃止したとき及びその他市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の減免)

第15条 市長は、使用料の納付者が災害等により使用料を納付することが困難であると認めるとき又は規則で定める事由に該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、納付期日までに市長に申請しなければならない。

～略～